

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和4年10月3日

横浜市契約事務受任者
環境創造局長 遠藤 賢也

1 契約の概要

口径700mm送泥管復旧工事

2 履行(納品)場所

鶴見区鶴見中央二丁目19番24号地先

3 契約日

令和4年6月2日

4 履行日又は履行期間

令和4年6月2日から令和4年9月28日

5 契約金額

¥24,651,000.-

6 契約の相手方(名称及び所在)

名称 株式会社長野工務店 代表者 長野 真行

所在 横浜市戸塚区小雀町1137番地

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

本工事は、汚泥を集約するために埋設された元宮・末広線700mm送泥管が破損し、漏水が発生したことに伴い、汚泥処理に支障を来すため、緊急に復旧工事を図るものです。

当該送泥管は北部第一水再生センターから北部汚泥資源化センターの受泥設備へ汚泥を送るもので、本件の配管からの漏水を復旧するため、緊急で施工を受けることが可能な事業者と随意契約を行う必要がありました。

8 契約の相手方の選定理由

株式会社長野工務店は、現場近くの施工中の事業者であり、本工事を早急に履行できる体制を有しているため、同社と随意契約を行いました。

9 所管課

環境創造局 下水道施設部 北部下水道センター